四　前項第二号に掲げる事項については、業務及び財産の状況に係る情報であって次に掲げるものが事業参加者に開示されるための方法に関する定めがあること。

イ　法第二十九条の規定により閲覧に供される業務及び財産の状況を記載した書類の記載事項

ロ　法第三十条第二項の規定により閲覧に供される事業参加者名簿の記載事項

五　前項第三号に掲げる事項については、事業参加者の契約上の権利及び義務の譲渡の相手方が特例投資家に限られる旨の定めがあること。

六　前項第四号に掲げる事項については、次に掲げるものであること。

イ　対象不動産の追加取得の方針及び手続に関する定めがあるもの

ロ　追加募集の予定の有無に関する定めがあるもの

七　前項第五号に掲げる事項については、次に掲げるものであること。

イ　不動産特定共同事業契約に基づき営まれる不動産取引に係る業務の委託先の商号又は名称及び住所

ロ　当該委託に係る契約の概要

第九条第二項第三号中「及び」を「並びに」に改め、「同条第二項第二号」の下に「及び第二号の二」を加える。

第十条を次のように改める。

（軽微な追加又は変更）

第十条　第一号事業を行う者に係る法第九条第一項の主務省令で定める軽微な追加又は変更は、令第五条第一項第一号から第八号までに掲げる事項（法第四十六条の二に規定する場合にあっては、令第五条第一項第三号、第五号から第八号までに掲げる事項を除く。）並びに第八条第一項に掲げる事項（法第四十六条の二に規定する場合にあっては、第八条第一項第一号及び第四号に掲げる事項を除く。）以外の事項の追加又は変更とする。

2　第三号事業を行う者に係る法第九条第一項の主務省令で定める軽微な追加又は変更は、令第五条第一項第一号、第二号及び第四号に掲げる事項並びに第八条の二第一項第二号から第五号までに掲げる事項以外の事項の追加又は変更とする。

第十一条第二項中「第四条第一項第二号」を「第四条第一項第三号」に改める。

第十二条の見出しを「（許可申請書の記載事項の変更の届出）」に改め、同条第二項第一号中「第五条第一項第一号」の下に「又は第四号」を加え、「定款」を「登記事項証明書」に改め、同項第三号中「法第九条第二項」を「第九条第二項」に、「所在地の変更」を「変更後の登記事項証明書又はこれに代わる書面、所在地の変更」に改め、同項第四号中「のうち事務所」を「のうち事務所ごと」に改め、「又は住所」を削り、「及び」を「並びに」に改め、「同条第二項第二号」の下に「及び第二号の二」を加え、同項第五号を削り、同項第六号中「第五条第一項第七号」を「第五条第一項第八号」に改め、同号を同項第五号とし、同項第七号中「第四条第一項第二号に掲げる事項についての」を「第四条第一項第三号に掲げる事項についての」に、「に係る第四条第一項第二号」を「に係る同号」に改め、同号を同項第六号とする。

第十三条第一項中「第十一条」を「第十一条第一項」に改め、同条第二項中「二部」を「四部」に改める。

第十四条の見出しを「（不動産特定共同事業者名簿等の登載事項）」に改め、同条第一号中「に規定する」を「第二号及び第三号に掲げる」に改め、同条に次の一項を加える。

2　法第四十条の二第五項の規定により法第十二条を読み替えて適用する場合における同条の主務省令で定める事項は、前項の規定にかかわらず、法第四十条の二第二項の規定による届出の年月日及び受理番号とする。

第十五条第一項中「第五条第二項各号」を「第五条第二項第一号及び第三号から第六号まで」に改め、「から第二号の二まで」を削り、同条第二項中「第十三条」の下に「（法第四十条の二第五項の規定により読み替えて適用する場合を含む。次項において同じ。）」を加える。

第十七条第二項第三号中「（昭和二十七年法律第百七十六号）」を削る。

第十七条の二第三項第二号ニ中「次条第三号」を「次条第五号」に改める。

第十七条の三第三号中「前二号」を「第一号から第三号まで」に改め、同号を同条第五号とし、同条第二号の次に次の二号を加える。

三　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者（次号において「暴力団員等」という。）

四　暴力団員等がその事業活動を支配する法人

第十七条の四第一項中「すべて」を「全て」に改め、同項第二号ロ中「税理士」の下に「、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する大学において教授若しくは准教授の職にある者」を加える。

第十七条の十三第一号中「第一号又は第三号」を「各号（第二号を除く。）」に改める。

第十七条の十六中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二　第十七条の五第一項の規定により登録の更新をしたとき。

第十八条第一号中「不動産特定共同事業者」の下に「及び特例事業者」を加える。

第十九条の三の次に次の一条を加える。

（金銭に類するもの）

第十九条の四　法第二十一条の二の金銭に類するものとして主務省令で定めるものは、金融商品取引法第二条第一項に規定する有価証券（同条第二項の規定により有価証券とみなされるものを含む。）、為替手形及び約束手形とする。

第二十条第一項第二号中「第九条第三項」を「第十条第三項」に改め、同項第四号中「所有されている」を「保有されている」に改め、同項第十四号イ中「その他」を「その他の」に改め、同項第十七号中「（建物である場合に限る。）」を削り、同号ロ中「主要な対象不動産の物件（一の土地に係る建物であり、その総賃料収入が全賃料収入の十パーセント以上を占めるものをいう。）」を「対象不動産」に改め、同号ホ中「主要な」を削り、同項第十八号ロ中「及び総口数」を「又は出資総額の限度額」に改め、同号ハを削り、同号ニを同号ハとし、同号ホを同号ニとし、同号ヘを同号ホとし、同項第二十四号中ハを削り、ニをハとし、ホをニとし、ヘを削り、トをホとし、チをヘとし、同項第三十二号中「並びに事業参加者が契約上の権利及び義務を契約の相手方である不動産特定共同事業者に譲渡する場合の譲渡価格の算定方法」を削り、同条第二項第五号ロ中「にあっては」を「であって事業参加者が無限責任を負うものにあっては、」に改める。

第二十一条第一項中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号を第四号とし、第六号を削り、第七号を第五号とし、第八号を第六号とし、同条第二項第二号中「第九条第三項」を「第十条第三項」に改め、同条第三項第一号中「その他」を「その他の」に改め、同項第三号ロ中「にあっては」を「であって事業参加者が無限責任を負うものにあっては、」に改める。

第二十一条の二中「不動産特定共同事業者」の下に「（第一号事業又は第三号事業を行う者に限る。）」を加え、「不動産特定共同事業契約ごと」を「不動産特定共同事業契約（第三号事業を行う者にあっては、特例事業）ごと」に、「、不動産特定共同事業契約に係る」を「、当該不動産特定共同事業契約（第三号事業を行う者にあっては、当該特例事業）に係る」に改め、「他の不動産特定共同事業契約」の下に「（第三号事業を行う者にあっては、他の特例事業）」を加え、同条を第二十一条の三とし、第二十一条の次に次の一条を加える。